



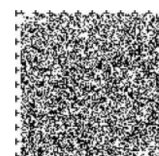
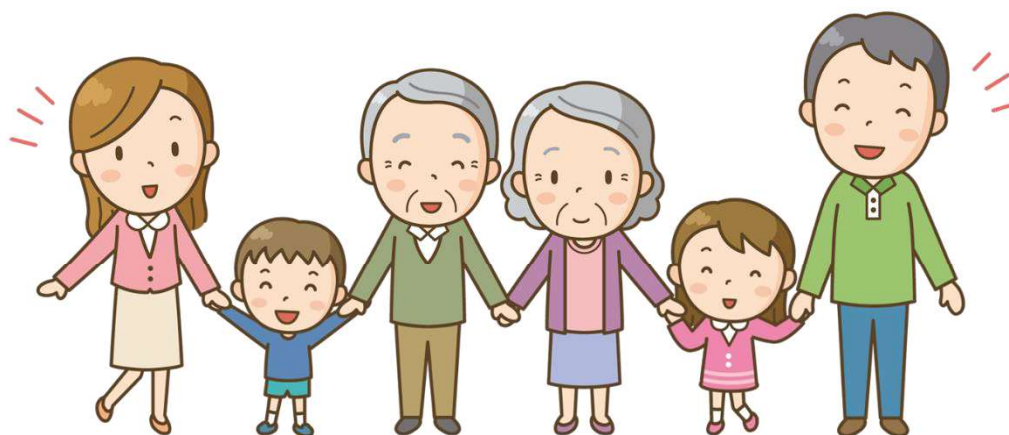
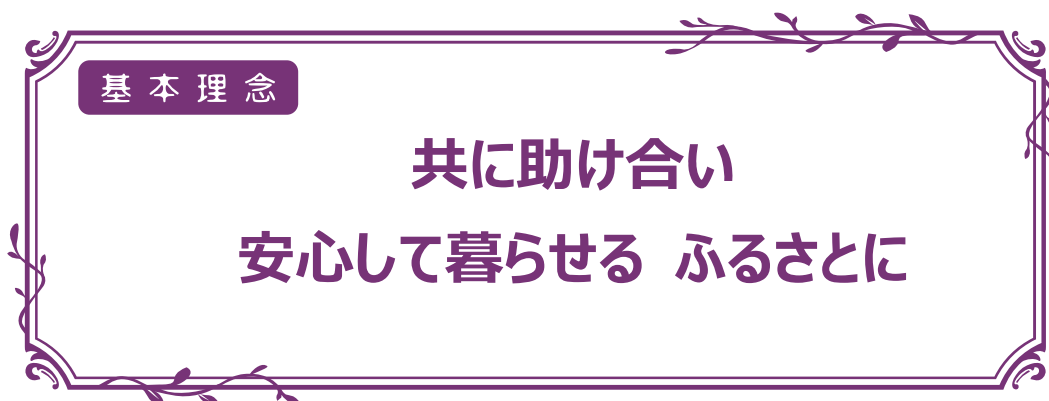
第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

健やかで安心して生活を送れる地域社会をつくるためには、市民、事業者、行政が協力して、地域の需要に応じた介護サービス基盤や福祉サービスなどを充実していく必要があります。

現行計画に引き続き、第8期計画においても、令和7年（2025年）を見据えた地域包括ケアシステムを段階的に構築していくため、基本的には現行計画を継承しつつ、高齢者施策の今後の方向性を明確化するため、基本理念を次のとおり設定します。



(2) 基本目標

基本目標1 (つながり)

住み慣れた地域で助け合い、支え合うまち

誰もが住みなれた地域で安心して生活できるよう、住民主体の活動や関係団体と連携を図り、生活支援のための地域資源の開発や見守り活動の推進に努めます。

また、生活課題の解決のため、世代や分野を超えて地域がつながる地域共生社会を目指します。

基本目標2 (生きがい)

生きがいをもって自分らしく生活ができるまち

住み慣れた地域で、高齢者が豊富な知識や経験を生かし、働き、楽しみ、地域活動を行うなど、生涯にわたり、心豊かに過ごしていくため、多様な活動・交流の場、就労等の支援など、誰もがいきいきと生活していくための生きがいづくりを促進します。

基本目標3 (健康・介護予防)

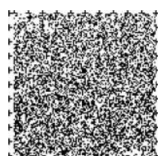
健やかな身体づくりを行い、介護予防ができるまち

高齢者の健康寿命の延伸、疾病の早期発見・早期治療のため、住民一人ひとりが健康を意識して自らが行動し、健康づくりに取り組めるよう、各ライフステージに応じた健康づくりを促進します。また、身近な場所での介護予防の取組や疾病予防・重症化予防の一体的な取組を行います。

基本目標4 (最期まで)

心を寄せあい、最期まで暮らせるまち

高齢者が地域の中で尊厳をもって暮らせるよう医療、介護、生活支援、その他の資源の連携等による地域のケア体制を推進します。また、認知症への理解を深めるための啓発活動や初期段階での支援を行い、認知症になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援体制の構築を図り、自分らしく希望を持って暮らせるまちを目指します。



2 施策の体系

